

基礎演習提出レポート

# 金融機関が抱える不良債権と 破綻した金融機関の処理方法

時限的立法で一律に付加する方式が考えられる。また金融機関の健全性に依じて料率差をつける方式も考えられている。また機関の拡充も考えなければならない。アメリカは日本と比べて金融機関の差はあるにしても預金保険機構のおおきさには目を見張るものがある。しかし、最近預金者を守るための預金保険が金融機関を救う制度へと重心を大きく移そうとしている。改正案によれば、金融機関が破綻した場合だけでなく経営が行き詰まっている金融機関の間の合併でも預金保険が使えるということだ。これを見越したように、大阪の福德銀行となにわ銀行が合併を決めた。しかし、この新制度は、銀行の逃げ道を広げ、保険機構の足もとを崩さず事態になりかねない。自民党の総務会では「安易な破綻処理が増える」との批判が出た。さらにこの制度は他の銀行から見向きもされなかった金融機関でも大蔵省や金融監督庁が「地域経済への影響が大きい」と認めれば預金保険の助けで合併できることになる。破綻する金融機関の増加が予想される今、本当に私たち預金者は守られていくのだろうか。

\* 1 東京経済大学富永ゼミ論文「不良債権が金融機関に与える影響」より

1 月刊金融ジャーナル「不良債権の回収」より

2 「不良債権処理の政治経済学」より

第4章火がついた住専処理 p121-p123

3 「不良債権処理の政治

第4章火がついた住専処理 p123-126

4 朝日新聞社説より

## 参考文献

- ・ 「不良債権処理の政治経済学」 著者 小邦 宏治  
発行所 平原社  
1995年10月25日発行
- ・ 朝日新聞 社説「預金保険の改悪にならないか」  
1997年10月11日付朝刊
- ・ 全日本証券連盟「証券ゼミナール」12月12日開催 多摩大和証券研究センター  
東京経済大学富永ゼミ論文「不良債権が金融機関に与える影響」